

■ 4条1項11号

不服 2022-004707

<本願商標>

「ウェルタス」(標準文字)

第42類「ビッグデータの収集・解析・分析又は保存, ビッグデータの収集結果・解析結果・分析結果又は保存結果に関する情報の提供, 電子計算機を利用したビッグデータ・データログ又は電子データの情報処理, 電子計算機を利用したビッグデータ・データログ又は電子データの情報処理の処理結果に関する情報の提供」

※出願分割後の新出願

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

ウェルダス

引用商標： WeLLDAS

第9類「遠隔監視システム用電子計算機プログラム, 遠隔監視システム用電子計算機プログラムを記憶させた記憶媒体, 遠隔監視システム用電子応用機械器具及びその部品, 遠隔監視システム用サーバコンピュータ, 遠隔監視システム用ビデオカメラ, 遠隔監視システム用画像信号処理装置, 遠隔監視システム用電気通信機械器具」、第11類「浄水装置, 排水処理装置, 汚水処理装置」、第32類「飲料水」及び第42類「遠隔監視システム用電子計算機プログラムの保守」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

(1) 本願商標の類否

ア 本願商標について

本願商標は、「ウェルタス」の片仮名を標準文字で表してなるところ、その構成文字は一般の辞書等に掲載された成語ではない。

そうすると、本願商標は、その構成文字に相応して、「ウェルダス」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

イ 引用商標について

引用商標は、「ウェルダス」の片仮名と「WeLLDAS」の欧文字を二段に横書きしてなるところ、上段の片仮名部分は下段の欧文字部分の表音に相当するものと理解できるが、当該語（ウェルダス、WeLLDAS）は、一般の辞書等に掲載された成語ではない。

そうすると、引用商標は、「ウェルダス」の称呼を生じるが、特定の観念は生じない。

ウ 本願商標と引用商標の比較

本願商標と引用商標を比較すると、外観においては、その構成文字の差異により、互いに異なる語を表してなると認識できるから、判別は可能である。

また、称呼においては、全4音中3音を共通にし、差異音が3音目（「タ」と「ダ」）の清濁の差異にあるところ、当該差異音は、舌尖を上前歯のもとに密着して破裂させる無声子音である〔t〕と、舌尖を上前歯のもとに密着して破裂させる有声子音である〔d〕を子音とし（参照：「広辞苑 第7版」岩波書店）、いずれも母音〔a〕を結合したもので、比較的明瞭に強く発音されるから、4音と短い音構成全体の印象に与える影響は大きく、互いの語調、語感異なるものとなるため、聴別は容易である。

さらに、観念については、いずれも特定の観念は生じないから、比較できない。

したがって、本願商標と引用商標は、観念において比較できないとしても、外観において判別が可能で、称呼において聴別が容易であるから、それぞれが与える印象、記憶等を総合してみれば、役務の出所について誤認混同を生じるおそれはなく、類似する商標とはいえない。

(2) まとめ

以上のとおり、本願商標は、引用商標とは、類似する商標ではないから、その指定商品及び指定役務について比較するまでもなく、商標法第4条第1項第11号に該当しない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「ウェルタス」と引用商標「ウェルダス\WeLLDAS」は、観念において比較できないとしても、外観において判別が可能で、称呼において聴別が容易であるから、それぞれが与える印象、記憶等を総合してみれば、役務の出所について誤認混同を生じるおそれはなく、類似する商標とはいえない、と判断されました。

まず気になったのが、「ウェルタス」と「ウェルダス」の称呼が、審決の言うように本当に「互いの語調、語感異なるものとなるため、聴別は容易」であるのかという点です。

たとえ全体として4音という比較的短い称呼とはいえ、語頭音ならまだしも、3音目がそこまではっきりと発音されるかといえ、本件の場合は、個人的には疑問を感じます。

ちなみに、「ウェルタス」と「ウェルダス」を交互に連呼すると、いつの間にか同じになってしまうような気がするの、当職だけでしょうか。既成語であればまだわかりますが、本件は両商標のいずれもが造語のようですし、やはり「聴別は容易」と言われれば、しっくりこないものがあります。

個人的には、「称呼は近似するが、これが外観の差異を凌駕するとまでは言えず、観念も比較できないから、商標全体として総合的にみれば、両商標は非類似」といったような、最近の審決でよくある理由付けの方が、（非類似と判断するなら）納得できる気がします。

なお、少し古い異議事件（異議 2006-090032）になりますが、「ARTUSS\アルタス」と「アルダス\ALDASS」の類否が争われた結果、『・・・異なるところは、第3音において「タ」と「ダ」の音の差異を有する点のみである。そして、この「タ」と「ダ」の音は、清音と濁音という微差にすぎないから、この差異が両称呼の全体に及ぼす影響は小さいものであって、両称呼を一連に称呼するときは、全体の語感が近似したものとなり、かれこれ聴き誤るおそれがあるものといわなければならない。・・・』という理由により、両商標は類似すると判断されています。

本事件との判断の違いは、やはり時代の変遷の影響によるものでしょうか。

（弁理士 永露 祥生）

< 2022年10月18日 >